

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例（抜粋）

平成13年4月11日

条例第17号

改正 平成20年4月1日条例第1号

（附則）

平成30年9月27日条例第8号

（趣旨）

第1条 この条例は、私道（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項（第1号を除く。）に規定する道路（同項の道路とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）の変更又は廃止の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（私道の変更又は廃止の承認）

第2条 私道を変更し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める変更又は廃止であつて、次項各号に掲げる規定に適合していると認められるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該申請に係る私道の変更又は廃止によつても、当該私道に接する建築物の敷地が次に掲げる規定に適合していると認めるときは、同項の規定による承認をしなければならない。

（1） 法第43条第1項の規定

（2） 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月条例第1号）の規定（法第43条第3項の規定に基づくものに限る。）

3 市長は、第1項に規定する承認をしたときは、速やかにその旨を公告するとともに、当該申請者に対し、その旨を通知しなければならない。